

世帯主である

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

□届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

受付窓口

市民課 0791-64-3147(直通)

各総合支所地域振興課

期限

変更の事実が発生してから14日以内

印鑑登録をしている

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還

受付窓口

市民課 0791-64-3147(直通)

各総合支所地域振興課

期限

速やかに

住民基本台帳カードを所有している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●カードの返還

受付窓口

市民課 0791-64-3147(直通)

各総合支所地域振興課

期限

速やかに

国民年金に加入している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求

添付書類は、死亡の原因や子の有無等により異なります。

事前に姫路年金事務所(079-224-6382)や街角の年金相談センター姫路(079-221-5127)、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)にお問い合わせください。

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)

各総合支所地域振興課

期限

●死亡一時金 死亡日の翌日から2年

国民年金を受給している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●未支給年金の請求 ●遺族基礎年金の請求

添付書類は、事前に姫路年金事務所(079-224-6382)や街角の年金相談センター姫路(079-221-5127)、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)にお問い合わせください。

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

国民健康保険に加入している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請

☐ 亡くなられた方の被保険者証、喪主名義の通帳、亡くなられた方と喪主の両方が確認できる書類(葬儀証明書、葬儀代の領収書等)、喪主のマイナンバーが分かるもの

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3149(国保係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

後期高齢者医療保険に加入している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請 ●後期高齢者医療保険料の還付請求

☐ 亡くなられた方の被保険者証、喪主名義の通帳、亡くなられた方と喪主の両方が確認できる書類(葬儀証明書、葬儀代の領収書等)、相続人名義の通帳、相続人の戸籍謄本(相続人が故人と別世帯の場合)

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

高齢期移行医療費助成を受けている

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

●高齢期移行医療費受給者証の返還

☐ 亡くなられた方の受給者証

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

重度障害者・高齢重度障害者医療費助成を受けている

おくやみ相談窓口 ☐ ☒

手続き・持ち物

- 重度障害者・高齢重度障害者医療費受給者証の返還
- ☐ 亡くなられた方の受給者証

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

乳幼児等・こども医療費助成を受けている

おくやみ相談窓口 ☐ ☒

手続き・持ち物

- 乳幼児等・こども医療費受給者証の返還
- ☐ 亡くなられた方の受給者証

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

母子家庭等医療費助成を受けている

おくやみ相談窓口 ☐ ☒

手続き・持ち物

- 母子家庭等医療費受給者証の返還
- ☐ 亡くなられた方の受給者証

受付窓口

国保医療年金課 0791-64-3240(医療年金係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

65歳以上または介護認定を受けている

おくやみ相談窓口 ☐ ☒

手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証等の返還 ● 介護保険料の還付請求
- ☐ 各種証、預金通帳など還付先の口座情報が分かるもの

受付窓口

高年福祉課 0791-64-3155(介護保険係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

緊急通報システムを利用している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 緊急通報装置の撤去・返還

□ 緊急通報装置一式

受付窓口

高年福祉課 0791-64-3152(高年福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

はいかい高齢者等家族支援サービス

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● GPSの返還

□ GPS本体一式

● 利用変更届

受付窓口

地域包括支援課 0791-64-3125(認知症支援係直通)

期限

速やかに

市税(市県民税・固定資産税・国民健康保険税 ・軽自動車税)を納めている

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 相続人代表者の指定

受付窓口

市税課 0791-64-3145(市民税係直通) 0791-64-3146(資産税係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

未登記家屋を所有している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 未登記家屋の名義変更

□ 売買契約書、遺産分割協議書、贈与証書等

受付窓口

市税課 0791-64-3146(資産税係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

**納税している
(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)**

おくやみ相談窓口 ☐

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)
☐ 預金通帳・通帳の届出印

受付窓口

納税課 0791-64-3144(管理係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

**原動機付自転車(125cc以下)・
小型特殊自動車を所有している**

おくやみ相談窓口 ☐

手続き・持ち物

- 廃車手続き・名義変更
☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
標識交付証明書
ナンバープレート(名義変更でナンバープレートを継続使用する場合を除く)

受付窓口

市税課 0791-64-3145(市民税係直通)
各総合支所地域振興課

期限

廃車:変更の事実が発生してから30日以内
名義変更:変更の事実が発生してから15日以内

**次のいずれかを所有している・身体障害者手帳、
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**

おくやみ相談窓口 ☒

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返還
☐ 障害者手帳(紛失の場合は亡失届が必要)

受付窓口

地域福祉課 0791-64-3204(障害福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

**次のいずれかを受給している・特別障害者手当、
障害児福祉手当、経過的福祉手当**

おくやみ相談窓口 ☒

手続き・持ち物

- 受給者死亡届 ● 介護者の変更手続き ● 振込先届出書
☐ マイナンバーがわかるもの、通帳

受付窓口

地域福祉課 0791-64-3204(障害福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

障害者福祉金を受給している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

- 障害者福祉金受給資格喪失届 ● 未支給福祉金支給申請
- ☐ 通帳(未支給福祉金を受給される方)

受付窓口

地域福祉課 0791-64-3204(障害福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

自立支援医療受給者証(精神通院)を所有している おくやみ相談窓口

受給者証の有効期限が残っている場合は返還が必要です。なお、有効期限切れ、受給者証を紛失されている場合は届出不要です。

手続き・持ち物

- 受給者証返還届
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)の原本

受付窓口

地域福祉課 0791-64-3204(障害福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

児童手当を受給している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

- 受給事由消滅届 ● 新規認定請求など
- 変更手続きにより、必要書類が異なります。

受付窓口

児童福祉課 0791-64-3153(児童福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

次のいずれかを受給している・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

- 資格喪失届 ● 新規認定請求など
- 変更手続きにより、必要書類が異なります。

受付窓口

児童福祉課 0791-64-3153(児童福祉係直通)
各総合支所地域振興課

期限

速やかに

上水道を使用している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 使用者名義変更 ● 支払い方法変更 ● 使用中止

☐ 通帳の届出印(新たな口座を登録される場合)

受付窓口

お住いの地域により受付窓口が異なりますのでご注意ください。
龍野地域・新宮地域(光都を除く)・揖保川地域(半田・片島の一部)
にお住まいの方→上水道課 0791-64-3173(管理係直通)
新宮地域(光都)にお住まいの方
→播磨高原広域事務組合 上下水道事業所(0791-58-0001)
揖保川地域(半田・片島の一部を除く)・御津地域にお住まいの方
→西播磨水道企業団(0791-22-7231)

期限

速やかに

下水道使用者のうち井戸水を使用している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 井戸水等使用変更届

受付窓口

下水道管理課 0791-64-3168(管理係直通)

期限

速やかに

市営住宅・改良住宅に入居している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 市営住宅入居承継承認申請 ● 市営住宅返還届
● 市営住宅入居者異動届

受付窓口

都市計画課 0791-64-3163(管理係直通)

期限

速やかに

犬を飼っている

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

● 登録事項変更届

受付窓口

環境課 0791-64-3150(生活環境係直通)

期限

変更の事実が発生してから30日以内

遺品の処分(持込)

手続き・持ち物

- 揖龍クリーンセンター(龍野地域、揖保川地域、御津地域)、にしはりまクリーンセンター(新宮地域)に直接申込

☐ 搬入当日に手数料必要

揖龍クリーンセンター:150円/10kg、にしはりまクリーンセンター100円/10kg

受付窓口

環境課 0791-64-3150(環境美化係直通)

期限

揖龍クリーンセンター:搬入日の2日前までに電話で申込

0791-64-8018

にしはりまクリーンセンター:搬入前に電話で申込

0790-79-8550

森林を所有している

おくやみ相談窓口 

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出(森林の土地所有者届出書)

☐ 位置図

☐ 登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

受付窓口

農林水産課 0791-64-3137(林務水産振興係直通)

期限

地域森林計画の対象となっている民有林について、森林の土地を所有した日から起算して90日以内

農地を所有している

おくやみ相談窓口 

農地を相続(遺産分割、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む。)したときは、その農地を所管する自治体の農業委員会に相続等の届出をしてください。相続後の農地について相談したい場合も同様に相談してください。

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)

受付窓口

農業委員会事務局 0791-64-3185

期限

おおむね農地の権利の取得を知った日から10か月以内に下記の段階になった時点で届出を行ってください。

なお、10か月以内に下記①又は②の段階とならなかった場合は、相続人全員により届出を行ってください。

①法務局に所有権移転(相続)の手続きを行った

②遺産分割協議により特定の相続人が権利を取得した

おくやみ相談窓口

●市民乗り合いタクシー利用登録証の返還

ふるさと創造課 0791-64-3121(交通政策係直通)

速やかに

[illegible]